

諮問庁：金融庁長官

諮問日：平成30年4月6日（平成30年（行情）諮問第179号）

答申日：平成30年6月11日（平成30年度（行情）答申第105号）

事件名：平成27事務年度版金融検査結果事例集の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

平成27事務年度版「金融検査結果事例集」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年1月4日付け金検第1436号により金融庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、保有している行政文書の開示を申し立てる。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。なお、審査請求人から、平成30年5月13日付け（同月14日收受）で意見書が当審査会宛て提出されたが、諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。

平成28年11月21日付け行政文書開示請求書は配達証明便（特定番号）で送って、同月24日10時37分に届いています。

平成28年11月29日に受付したと受付日をねつ造している。30日以内に決定をしていない。

文書の偽造・ねつ造を行っている。文書の偽造は犯罪である。

同じ平成28年11月21日付け行政文書開示請求書で開示請求した他の文書は、金総第9777号平成29年1月6日付けで決定「行政文書の開示をしない。」が出ているが、平成28年12月7日に受付したと受付日をねつ造している。同じ開示請求書の受付日が違う。

私（審査請求人）と次男（特定個人）は、特定法人Aに対する平成25年12月17日を検査実施日とする検査。

特定法人Aに対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査。

特定法人Bに対する平成26年3月17日を検査実施日とする検査。において違法な検査を実施したと申し立てています。

立入検査実施中に特定法人Aと通謀して、庁内の記録を改ざんして、違法な検査を実施した。

過去に遡り「既に行っている伝達内容」を「口座の検索」から「貸金庫の検索」に改ざんした。

特定法人Aに対して「既に行っている伝達」を抹消した。

伝達日を改ざんした。立入検査実施中に、私の相談している銀行を「特定法人C特定支店」から「特定法人D特定支店」に改ざんしていた。

事実として、日付により相談回数と伝達回数が増減する出来事があった。私と次男の通報を、法令等遵守調査室は、無視をした。受付状況を更新しなかった。

受付状況を2年表記にして、0件なのに2件と虚偽の公表を続けていた。

「金融サービス相談員」が嘘をつくことで記録の改ざんの手口を行っている。録音した通話の保存と事実確認を申し立てていた。

私の開示請求は、「金融庁は立入検査実施中に特定法人Aと通謀して、庁内の記録を改ざんして立入検査を実施している。」「金融サービス相談員が嘘をつくことで記録の改ざんを実行している。」との申し立てに沿った開示請求をしている。

現在は更に、開示請求に対して開示する情報をねつ造・改ざんしていると申し立てている。

事実確認に一切応じない。虚偽の公表を繰り返す。隠蔽行為を繰り返すため、開示請求している。

金融庁は、特定法人Aと特定法人Bの検査結果が含まれた公表をしていない。よって検査に関する情報の開示請求をしている。

虚偽の公表と、隠蔽行為を繰り返していることに関する情報の開示請求している。

金融庁は「事実」を公表していない。

金融庁は「保有している文書」と「開示している文書」が同一ではない。

国民に説明があるべき情報を開示請求している。保有している文書を開示請求している。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

私が開示請求したのは

「平成27事務年度版 「金融検査結果事例集」の公表がない。平成27事務年度版 「金融検査結果事例集」の開示。」

金融庁は、平成27事務年度に立入検査を実施している。検査結果がある。

金融庁は「透明」かつ「公正」な金融行政を掲げている。

「金融検査結果事例集」の公表することで、「透明」かつ「公正」な金融行政をしていることを立証している。

平成27事務年度版「金融検査結果事例集」の公表がないので、開示請求している。

法令等遵守の疑義を立証するために情報を開示するように申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

審査請求人が、処分庁に対して行った平成28年11月21日付け行政文書開示請求（同年11月29日受付）に関し、処分庁が、法9条2項に基づき原処分を行ったところ、これに対し審査請求があったが、以下のとおり、原処分を維持すべきものと思料する。

1 原処分について

原処分は、本件対象文書を作成しておらず、不存在であることから不開示とする旨の決定を行った。

2 原処分の妥当性について

金融検査結果事例集は、金融庁が、平成17年以降、金融機関が内部管理態勢の整備を行う上で参考となるよう、金融検査（オンサイト・モニタリング）において認められた事例を定期的（年度又は半期毎）に取りまとめ、公表（合計14回）してきたものである。

金融庁は、平成25年9月の「金融検査モニタリング基本方針」策定以降、従来の金融検査を抜本的に見直し、オフサイト、オンサイトのモニタリング手法を組み合わせ、より一層、効率的・効果的な新しい金融モニタリングを行うことを目指しているところ、平成27年6月26日、新しい金融モニタリングの枠組みの中で実施したオンサイト・モニタリングの結果（個別の指摘事例等）について、現状においても引き続き有用と思われる既存事例とともに整理し、新たな金融検査結果事例集として策定・公表した。

そして、今後の金融モニタリングにおいて、有用と思われる事例が生じた場合は、新たな金融検査結果事例集に随時追加等を行っていくこととし、平成26年7月の平成25事務年度版金融検査結果事例集の公表後は、定期的な金融検査結果事例集の策定・公表は行っていない。

よって、本件対象文書である平成27事務年度版「金融検査結果事例集」は、平成27年6月（平成26事務年度末）の新たな金融検査結果事例集の策定・公表後は、平成27事務年度以降、金融検査結果事例集を定期的に取りまとめて公表することを行っていないことから、そもそも作成していない。

3 結語

以上のとおり、原処分は妥当であると認められることから、諮問庁は、これを維持するのが相当であると思料する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年4月6日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月14日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同月24日 審議
- ⑤ 同年6月7日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、平成27事務年度（平成27年7月から平成28年6月まで）において策定・公表された金融検査結果事例集であり、処分庁は、これを保有していないとして、不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、保有している行政文書の開示を申し立てるとして原処分の取消しを求めているものと解されるどころ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

- (1) 諮問庁は、上記第3の2のとおり、平成27年6月（平成26事務年度末）に策定・公表した金融検査結果事例集（以下「平成27年6月版事例集」という。）に対して、その後の金融モニタリングにおいて有用と思われる事例を随時追加等することとしたため、平成27年6月版事例集の策定・公表後は、金融検査結果事例集を定期的に取りまとめて公表することを行っておらず、本件対象文書は作成していない旨説明するので、当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、上記の金融検査結果事例集に係る方針が明示されている資料の有無について確認させたところ、平成27年6月版事例集において、当該方針を公表しているとのことであった。
- (2) 諮問庁から、平成27年6月版事例集の提示を受け確認したところ、その1ページに「なお、今後の金融モニタリングにおいて、有用と思われる事例が生じた場合は、随時追加等を行っていく」と記載されており、諮問庁の上記の説明のとおりであることが認められる。また、当審査会事務局職員をして、金融庁のウェブサイトにおいて公表されている金融検査結果事例集を確認させたところ、平成27年6月版事例集が最も新しい金融検査結果事例集であった。
- (3) そこで検討すると、上記(1)のとおり、金融庁が平成27年6月版事例集に対して有用事例の随時追加等を行うこととしたことを公表し、かつ、上記(2)のとおり、平成27年6月版事例集以降、金融検査結果事例集の策定等がされていないことを踏まえれば、平成27年6月版

事例集の公表後は、定期的な金融検査結果事例集の取りまとめを行っていないため、本件対象文書は作成していないとする諮問庁の上記第3の2の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足る事情も認められない。

したがって、金融庁において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、金融庁において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子